

「セコさ」の研究

金融機関の「雑収入」となる 八百億円の「休眠預金」

預金者が亡くなってその存在を忘れ去られたり、いくつもの口座を持つ中で、放置されたままの「休眠預金」が年々増加している。銀行等の「雑収入」になっている「休眠預金」を国民に還元しようとの動きもあるが：

休眠預金は年間「八百億円」！

「休眠預金」とは何か。それは、最終移動日から預金者が名乗りをあげないまま、十年以上放置された預金等を意味する。

二〇一五年三月期では、休眠預金の発生金額はそれぞれ、銀行一千百三十億円（七百六十四万口座）、信用金庫百二十五億円（百七十万口座）、信用組合十四億円（十九万口座）、労働金庫九億円（十八万口座）に上り、銀行四百八十億円（七十九万口座）、信金三十五億円（十五万口座）、信組二億円（一万口座）、労金一億円（一万口座未満）が払い戻されている。要するに、全体で一千二百七十八億円の休眠預金が発生し、五百十八億円が預金者に払い戻されたのだ。



放置したままの「休眠預金」に、心当たりのある人も多いのでは？

この休眠預金の金額は年々増加の傾向にあり、例えば〇六年三月期では八百十二億円分の休眠預金が発生して三百五十二億円が払い戻され、〇七年三月期では八百八十四億円の休眠預金が発生して三百四十九億円が払い戻されている。一年で七十二億円の増加。一五年三月期がいかに膨らんでいるかがわかるだろう。

このように、毎年およそ四百億円から八百億円近くの休眠預金が発生していることになるが、これらは全国銀行協会の内規により、なんと財務会計処理上は「収益」として扱われることになっているのだ。

もちろん最終移動日から十年を経ても、銀行は預金者からの口座解約等に応じており、消滅時効を援用することはない。ただし、りそな銀行の場合、最終移動日から二年以上経てば、休眠口座とされ、その旨の通知後一定期間経過すれば、休眠口座管理手数料が徴収される（注：口座残高が一万円以上ある場合や同一支店で金融資産を保有している場合等は、手数料は免除される）。こうして払い戻し分を差し引いた休眠預金が金融機関の「雑収入」に入れられ、莫大な「不労所得」を生むことにな

ロクレジット（小額融資）事業を展開しており、アイルランドでも十五年間取引がない預金は、貧困対策や障害者支援等の福祉に使われる。

こうした動きが起った背景には、第二次世界大戦で死去した人達の預金問題がある。大戦で預金者が死亡し、その家族等、相続人もいなくなった預金を、社会的に有効活用していくという発想だ。

出している。予算の成立には議会の決議が必要で、手続きが煩雑で時間もかかるためだ。現場からの必要に応じて柔軟に対応するには硬直的過ぎるという欠点もある。

「有効活用」の動き

だが権利者本人が放置している（あるいは放置せざるを得ない）財産を没収するという行為には、私的財産権を侵しているというような抵抗感があることも否定できない。例えば一二年二月二十四日の参院本会議で自民党の伊達忠一参院議員は、休眠預金を活用しようとしていた民主党の野田佳彦政権（当時）に対して、「人のお金に手を付けてまで、バラマキを続けるということか」と厳しく批判しているのである。

しかし現在の日本は人口が急減し、高齢化が急速に進んでいるため、既存の予算システムではこうした問題に十分に対応できない状況を生み

そこで預金者からの払い戻しに必ず応じながら、それでも残る休眠預金については広く国民一般に還元し、現状の行政システムでは十分に満たされないニーズに応える仕組みを生み出す動きが出てきた。一四年四月に超党派による「休眠預金活用推進議員連盟」が結成され、「民間公益活動を進めるための休眠預金等に係る資金の移管及び管理並びに活用に関する法律案」が策定されたのだ。

「必要なところに必要な分のサービスを提供すべく、民間の力を最大限に引き出せるように休眠預金を活用したい」

同議連の幹事であり、法案の提出者の一人である自民党の武村展英衆院議員はこう語る。

同法案によれば、最終移動日から



「休眠預金活用推進議員連盟」の幹事を務める武村展英衆院議員

十年以上経ち、預金者が名乗りをあげない休眠預金等は、まず預金保険機構に移管される。そこから、預金者からの払い戻しに応じた分を除いて指定活用団体に資金が交付され、さらに資金分配団体に助成・貸付が行われるのだ。実際に民間公益活動を行う諸団体は、この資金分配団体から助成・貸付・出資を受けることになる。

この仕組みの中心となる指定活用団体を管轄するのは内閣府で、休眠預金等活用審議会からの答申を受けつつ、指定活用団体を監督する。また指定活用団体と資金分配団体、資金分配団体と、現場で活動する諸団

ジャーナリスト
●安積 明子
あづみ・あきこ／兵庫県生まれ。慶応義塾大学経済学部卒業。1994年、国会議員政策秘書資格試験合格。参院議員の政策担当秘書として勤務の後、執筆活動を開始。雑誌やweb等で、多くの記事を執筆している。

海外ではすでにアメリカで、州によって決められた期間に取引がなければ、預金が州政府に移管されることになっている。カナダでは十年間の取引がなければ、中央政府に移管され、オーストラリアではその期間は七年になる。

海外の対応は？

例えはイギリスでは、休眠預金を一括管理する「再生基金」を設置し、「ビッグ・ロットリー・ファンド」と「ビッグ・ソサエティ・キャピタル」が法律に基づいて、現場のチャリティ団体や組織等に資金を提供。きめ細かに社会的課題に対応しようとしている。また韓国では、微笑金融中央財団が休眠預金を活用したマイク

体とは、互いに監督・事業報告を行うことになる。

出資の対象は、①子ども及び若者の支援、②日常生活等を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の三分野にかかわるものとされている。休眠預金を給付型奨学金の財源にすべきとの声もあるが、「休眠預金の活用については、できるだけいろいろなことができるようにしたい。立法者としては、資金の遣い道に具体的な限定を付すべきではないと思っている」と前述の武村氏は話す。

同法案は、今年初めに召集された通常国会の衆院財政金融委員会が審議されたが、採決には至らず継続審議とされた。

その理由として武村氏は、「時間切れだった。衆院で無理に採決して参院に法案を送れば、廃案になりかねなかった」と説明する。

秋に予定される臨時国会では、ぜひとも同法案を通したいとする武村氏。これまで銀行が抱え込んできた休眠預金だが、民間活用されるとその可能性が大いに期待できる。